

刑事司法ソーシャルワークの実務とは?

罪を犯した又はその虞のある福祉的な支援が必要な高齢者や障害者に対し、その本人の同意を得て、弁護士等と協力して福祉的支援を行います。

実務内容

- ①「マッチング支援事業」※1により、千葉県弁護士会の要請を受け、千葉県社会福祉士会から推薦され受任した実務者が、担当の弁護士等と協働して支援を行います。

※1「マッチング支援事業」は千葉県社会福祉士会の独自の事業名称です。

- ②個別援助としてアセスメントを行い、更生支援計画を立案します。判決後の活動として、速やかに福祉あるいは医療の関係機関等に支援を引き継ぎます。

実務者について

- ・千葉県社会福祉士会の会員であること
- ・「養成講座」を修了した者
- ・「刑事司法ソーシャルワーク実務者」として千葉県社会福祉士会に名簿登録した者
- ・司法福祉委員会に所属し研鑽している者

社会福祉士の専門分野とは

高齢者、障害者、児童、家庭、地域社会・多文化等の分野があり、その中で虐待の対応、後見制度の活用、地域包括ケア、家族支援、貧困・低所得と自立支援、災害対応・支援、地域福祉活動、司法福祉等、広範囲に及びます。

刑事司法ソーシャルワークの実務は
司法福祉分野で行なっています。

刑事司法ソーシャルワークの実務 司法福祉



千葉県福祉 第A1997-1号
千葉県社会福祉士会
司法福祉

一般社団法人 千葉県社会福祉士会

T280-0026

千葉県千葉市中央区千葉港7番1号

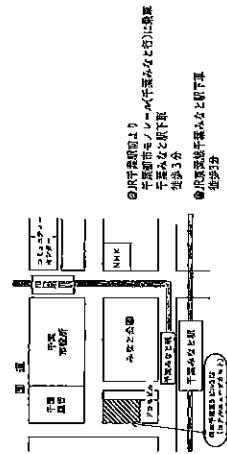
塚本千葉第五ビル3階

TEL: 043-238-2866

FAX: 043-238-2867

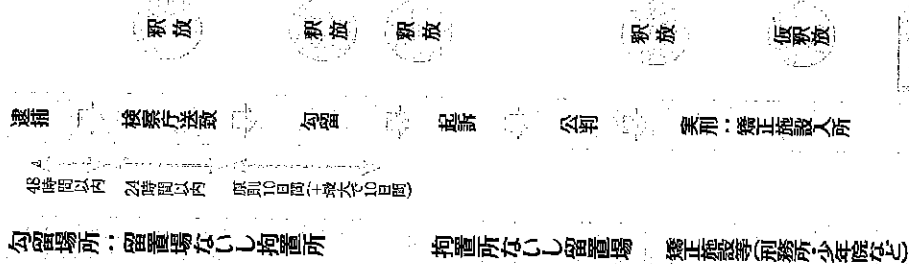
E-mail: office@cswwchiba.com

http://www.cswwchiba.com



一般社団法人 千葉県社会福祉士会
司法福祉委員会

刑事司法手続きにおける福祉的支援の流れ



地域生活

逮捕から判決

相談依頼から判決後の支援・医療・福祉へつなぐ

SW

弁護士

千葉県社会福祉士会司法福祉委員会では、「マッチング支援事業」として刑事司法ソーシャルワークの実務をサポートしています。

刑事司法ソーシャルワークの実務



相談依頼

- ・弁護士からの「マッチング依頼書(刑事司法福祉連携)」により、その事業を担当する
- ・弁護士との打合せ
- ・本人である被疑者・被告人との面会
- ・本人から個人情報使用等の同意を得る



アセスメント

- ・本人や家族、行政、医療、福祉等からの情報収集
- ・事件の背景、これまでの生活環境、心身状態等から事件との結びつきの有無を検討
- ・本人の意向や生きづらさを傾聴しつつ、本人の強みに視点を置く
- ・社会内更生に向けて生活課題を客観的に分析



更生支援計画の立案・見立て

- ・居場所(住まい)や出番(就労・社会参加)を確保するため関係機関等に相談支援体制を調整
- ・弁護士と情報を共有し更生支援計画を作成
- ・本人に更生支援計画を説明し同意を得る
- ・状況証人として出廷



釈放後の支援

- ・更生支援計画の短期計画に基づき、関係機関等と連携して支援を実行する
- ・住まい、就労等への支援
- ・福祉や医療に関するサービス利用の諸手続き
- ・本人の状況により活動内容は異なる